

令和5年8月30日

まちづくり委員会資料

令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第119号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

参考資料1 川崎市手数料条例の一部改正に係る制度内容について

参考資料2 川崎市手数料条例の一部改正 新旧対照表

参考資料3 租税特別措置法施行令の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1 条例の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料（別に定めるものを除く）に関し、必要な事項を定めるための条例。

2 改正概要

（1）租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整備

租税特別措置法施行令の一部改正（令和5年3月31日公布、令和5年4月1日施行）により、同施行令第20条の2第14項（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の個人所得課税の特例等についての規定）及び同施行令第38条の4第24項（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の法人課税の特例等についての規定）が削除されたことに伴い、譲渡される土地等が供される事業が、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止するため、所要の整備を行う。

条例の改正内容（条例第2条）

第287号（特定の民間再開発事業の認定に関する手数料）

旧 「租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円」
→ 新 「削除」

（2）施行期日

公布の日から施行する

川崎市手数料条例の一部改正に係る制度内容について（補足説明資料）

- **国では、都市再開発に基づく法定再開発とともに、民間活力を有効に活用する観点から、同法に基づかない民間再開発等についても積極的に推進していくため、民間再開発のうち、特定の条件を満たす場合には、税制上の措置による支援制度を設けています。**
- **当該制度として、租税特別措置法（以下「法。」）及び同施行令の中で、「特定の民間再開発事業（昭和63年創設）」が時限的な特例措置として設けられています。**
- **同施行令において、事業要件の認定は都道府県知事が行うこととされている中、平成12年度に、県から認定事務の権限移譲を受け、手数料条例において当該審査事務のための手数料を定めました。**
- **本制度は創設以降、時限措置として制度延長が続けられてきましたが、令和5年度税制大綱(R4.12)の中で制度廃止が決定し、令和5年4月1日付で法及び同施行令が一部改正・施行され、同制度が廃止となったため、本市認定事務も廃止となり、手数料条例を一部改正するものです。**

【参考】 特定の民間再開発事業の要件及び税制特例

対象者	地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業（下記に該当する事業）を行う者
対象資産	当該事業の用に供される（譲渡される）土地等
区域	既成市街地、2号地区、高度利用地区など（選択要件）
従前権利者	2人以上
従後権利者	要件なし
区域面積	原則1,000㎡以上
公共施設等	都市施設用地又は公開空地の確保
特例内容	<p>本事業で生じた譲渡所得に対して次の特例を適用</p> <p>①軽減税率（法第31条の2第1項及び第2項12号）【*】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000万円以下：所得税10%、個人住民税4% ・ 2,000万円超：所得税15%（個人住民税5%※） <p style="text-align: right;">【※個人住民税は特例上乘せ無し】</p> <p>②法人税の重課免除（法第62条の3第1項及び第4項12号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の土地等の譲渡に関し、通常の法人税とは別に、譲渡利益額の5%の追加課税（重課）があるが、本特例では免除 <p>※法第62条の3にて、平成10年1月1日以降の土地の譲渡等に関しては重課免除となっており、実質的な意義はなし</p>

* 本軽減税率は、所得税における特別控除（法第35条に基づく居住用資産の売却における3,000万円の特別控除など）との併用は不可

川崎市手数料条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(286) 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(287)</u> 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p><u>(288)</u> 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p><u>(289)</u> 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円</p> <p><u>(290)</u> 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第19項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(291)</u> 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(292)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(293)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p><u>(294)</u> その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(286) 略</p> <p><u>(287) 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</u></p> <p><u>(288)</u> 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 32,000円</p> <p><u>(289)</u> 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき 24,000円</p> <p><u>(290)</u> 租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査 1件につき 1,300円</p> <p><u>(291)</u> 地方税法附則第15条の9第1項の規定に基づく同項に規定する耐震改修が行われた住宅が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第19項に掲げる基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(292)</u> 地方税法附則第15条の10第1項の規定に基づく同法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われた家屋が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する旨の証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(293)</u> その他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(294)</u> その他の公文書又は図面（市長が別に定めるものを除く。）を閲覧に供する事務 1件につき 300円</p> <p><u>(295)</u> その他の証明又は証明書の交付 1件につき 300円</p>

改正後	改正前
第5条 <u>第2条第292号</u> のその他の公文書又は 図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用 を要するもの及び同条の規定により難いもの については、その実費に相当する手数料を徴 収することができる。	第5条 <u>第2条第293号</u> のその他の公文書又は 図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用 を要するもの及び同条の規定により難いもの については、その実費に相当する手数料を徴 収することができる。

租税特別措置法施行令の一部改正（令和5年3月31日政令第145号、令和5年4月1日施行）

新旧対照表

新	旧
<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例） 第二十条の二 1～13（略） <u>（削る）</u></p> <p>（略）</p>	<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例） 第二十条の二 1～13（略） <u>14 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）であること及び次に掲げる要件（当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p>（略）</p>

新	旧
<p>(土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～23 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～23 (略)</p> <p><u>24 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業(第一号において「認定再開発事業」という。)である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</u></p> <p>(略)</p>